（様式１別紙１）

移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の交付申請に関する誓約事項

１　第２期秋田県移住・支援事業に関する報告及び立入調査について、県及び横手市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、第２期秋田県移住・就業支援事業実施要領に基づき、移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の申請に当たって、虚偽の

内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の申請日から３年未満に

横手市外に転出した場合：全額

（３）秋田県起業支援事業（地域課題解決枠）に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（４）移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の申請日から３年以上５年以内に横手市外に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

（５）移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の申請日から１年以内に移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の要件を満たす職を辞した場合：全額

３　住所、就業先等の移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の要件に関する事項の異動について、移住支援金受給の要件となる就業先法人が当該事実を県及び横手市に報告することに同意します。

（様式１別紙２）

第２期秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い

　県及び横手市は、第２期秋田県移住・就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、県及び横手市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。